

令和6(2024)年12月2日以降も お手元の健康保険証はご利用いただけます

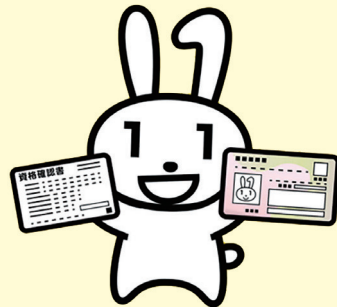
12月2日を過ぎても上記保険証は廃棄しないでください。

マイナ保険証とは・・・医療機関で保険証として使えるようにしてあるマイナンバーカードのことです。

国民健康保険

	令和6年	令和7年	令和8年
	7月 8月 8/1 被保険者証一斉更新	12月 ★12/2 保険証の新規発行停止	7月 8月 7/31 現行の被保険者証の有効期限
マイナ保険証をお持ちの方	被保険者証 (若葉色)	※有効期限まで使用することができます。 (12/2以降は再発行できません)	
	マイナ保険証	★7月頃に「資格情報のお知らせ」を送付します。	
マイナ保険証をお持ちでない方	被保険者証 (若葉色)	※有効期限まで使用することができます。 (12/2以降は再発行できません) ※紛失した場合等は「資格確認書」を 交付します。	資格確認書 (若葉色)

★7月頃に「資格確認書」を送付します。
※「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、これまでと同様に受診できます。



※ 国民健康保険 資格確認書イメージ
今の保険証と同サイズです。

島根県 国民健康保険 資格確認書	有効期限 発効期日	年 月 日
記号番号	(枝番)	
氏 名	生 年 月 日	性 別
適用開始年月日	年 月 日	負担割合
交付 年 月 日	年 月 日	割
世帯主氏名	住 所	
保険者番号	交付者名	印

後期高齢者医療制度

	令和6年	令和7年	令和8年
	7月 8月 8/1 被保険者証一斉更新	12月 ★12/2 保険証の新規発行停止	7月 8月 7/31 現行の被保険者証の有効期限
マイナ保険証をお持ちの方	被保険者証 (クリーム色)	※有効期限まで使用することができます。 (12/2以降は再発行できません)	
	マイナ保険証	★7月頃に「資格情報のお知らせ」を送付します。	
	新たに後期高齢者になった方には、 申請不要で「資格確認書」をお届けします。(※ 12/2～来年7月末まで)		
マイナ保険証をお持ちでない方	被保険者証 (クリーム色)	※有効期限まで使用することができます。 (12/2以降は再発行できません) ※紛失した場合等は「資格確認書」を 交付します。	資格確認書 (白色)

★7月頃に「資格確認書」を送付します。
※「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、これまでと同様に受診できます。

※ 後期高齢者医療制度 資格確認書イメージ
今の保険証と同サイズです。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和 7年 7月31日
交付年月日	令和 6年 12月 2日
被保険者番号	99999999
住 所	松江市殿町8番地3
被 保 険 者	
氏 名	広城 花子
性 別	女
生年月日	大正15年11月25日
前収付年月日	平成20年 4月1日
負担割合	1割
発効期日	平成20年 4月1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

【お問い合わせ】島根県後期高齢者医療広域連合 電話：0852-20-7526
健康福祉課 保険係 電話：54-2511 有線：31-5000 (内線5121)

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178



政府広報 | 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証



奥出雲町がん治療等に伴う定期予防接種再接種費用助成事業
がん治療等により免疫を消失した方へ
定期予防接種の再接種費用を助成します

奥出雲町では、がん治療等により、治療前に接種した定期予防接種で得られた免疫が低下または消失し、再接種が必要と医師に判断された方を対象に、定期予防接種の再接種費用の助成を行います。

① 対象者

1. 予防接種の再接種の日時点において奥出雲町内に住民票のある方

2. がん治療等により、治療前に接種した定期予防接種の免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師に認められた方

3. 再接種を受ける日において20歳未満の方（一部の予防接種には年齢制限があります。）

② 対象となる予防接種

1. 医師に再接種が必要と認められて受ける定期予防接種の再接種であること

2. 結核及びロタウイルス感染症を除く、予防接種法第2条第2項で定められた疾病にかかる予防接種（※）であること

※予防接種法第2条第2項で定められた疾病にかかる予防接種

ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・五種混合・四種混合・三種混合・二種混合・不活化ポリオ・麻しん・風しん混合・麻しん・風しん・水痘・日本脳炎・子宮頸がん

過去に受けたことのない予防接種については、助成の対象外です。申請により費用助成が決定する前に接種した予防接種は助成の対象外です。

● 助成金の申請は、再接種日に属する年度の末日（3月31日）までに行う必要があります。

● 一部の予防接種には年齢制限があります。《五種混合・15歳未満、四種混合・15歳未満、ヒブ・10歳未満（五種混合ワクチンを使用する場合は15歳未満）、小児用肺炎球菌・6歳未満》

③ 助成金額

対象者が支払った費用の全額

④ 申請窓口/お問い合わせ

健康福祉課 健康づくり推進係・2係

電話 54-2781 有線 31-5000 (内線 5141・5142)



里親になりませんか

子どもたちに、家庭のぬくもりを

さまざまな事情により家族と一緒に生活することが出来ない子どもたちがいます。里親とはこうした子どもたちを自分の家に迎え入れ、家庭的な環境の中で愛情を込めて養育してくださる方です。

里親の家庭で愛情に包まれて家族の一員として暮らすことにより、子どもたちは一人の人間として大切にされ愛されているという感覚を持ちながら育つことができます。

子どもたちのために、あなたにも出来るがあります

里親には、子どもが親と一緒に生活出来るようになるまで養育する「養育里親」と、養子縁組により養親となることを希望する「養子縁組里親」があります。（このほかに専門里親、親族里親もあります。）

子どもが好きであり、愛情と熱意を持って、真心を込めて養育してくださる方を求めています。養育里親の場合は、長期の養育だけでなく、月に1、2回程度、主に土日や長期休み中に数日間といった短期間の家庭生活体験をさせていただきます方も求めています。

【お問い合わせ】出雲児童相談所
電話：0853-21-0007

【町の窓口】

奥出雲町子ども家庭センター（子ども家庭支援課内）
電話：54-2504 有線：31-5000
(内線 5165・5166)

人権週間が始まります

12月4日～10日

基本的人権及び自由を尊重し確保するため、国連では毎年12月10日を「人権デー」と定めています。法務省及び全国人権擁護委員連合会は、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」とし、全国で啓発活動を行っています。

奥出雲町内では特設人権相談所を開設しますので、職場や学校でのいじめや嫌がらせ、家族間での悩みごと、インターネット上での人権侵害、障がいのある人や外国人、性的マイノリティ、ハンセン病・コロナウイルスなど感染症等に関する偏見や差別など、悩みや困りごとをお持ちの方は、一人で悩まずご相談ください。相談は無料で、相談内容の秘密は守りますのでご安心ください。

特設人権相談所開設について

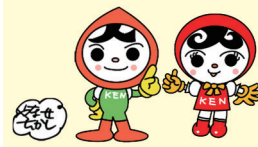
日時：12月3日（火）

午前11時から午後1時まで

会場：カルチャープラザ仁多及び横田コミュニティセンター

【お問い合わせ】

町民課 戸籍係
電話：54-2510



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 & 人KENあゆみちゃん